

「あり得ない平均年齢」「民主党代表選にぶつけた強制起訴決議」……  
かねてより指摘されてきた「怪しい審査員」の名簿が何と2種類あった!

# 小沢一郎を「刑事被告人」にした 「検察審査会」 新たな重大疑惑



検察審査会

三権分立のひとつ「司法権」を持つ裁判所に「検察審査会」という機関があることは、数年前までは誰も気に留めなかった。最高裁の事務総局が管轄するこの組織を有名にしたのは、10年9月、東京第5検察審査会が小沢一郎・民主党元代表(現「生活の党」代表)の強制起訴を決めたことがきっかけだった。それによって小沢氏は刑事被告人となり、約2年間にわたる裁判闘争に労力を費やした。小沢氏に対する好悪はあろうとも、政権党の実力者が政治活動を制約された事実がこの国の政治に大きな影響を与えたことは間違いない。その小沢起訴を決めた検察審査会が「存在しなかった」としたら……

がおかしいのだが、それに気づいたのは、昨年末に上梓した『最高裁の罌』の膨大な資料を整理していた今年初めのことだった。書類とは、私が11年11月に東京第5検察審査会に情報公開請求し、12年2月に開示された2010年分の「東京第5検察審査会の審査員候補者名簿」の複写だ。これを請求した理由は後述するが、名簿は請求者を小馬鹿にするかのように全面的に黒塗りされていたため、資料としては役に立たないと思いついて、当時は注意深く見ることはなかった。だが、改めてチェックすると奇妙な点に気づいた。

09年11月に作成されたはずの名簿に、(2012/2/15)という日付が印字されていたのだ。何かの間違いだろうか……。改めて同じ名簿を請求した。すると、2度目の開示があった。今年3月3日に開示された名簿には(2009/11/9)の日付があり、12年に開示された名簿に見当たらなかった「縦じく」

「刑事被告人」として政治活動を制約される。検察の強制起訴は、日本の政治を大きく左右する重大なファクターだったといえる。しかし、それほどの重責を担った検審には、当初から疑惑が囁かれていた。「審査員は実在していたのか」「架空議決ではなかったのか」というものだ。

91歳)、さらに「34・55歳」と2度も修正したが、東京都の有権者の平均年齢は52歳だから、修正後であっても不自然に若すぎる。しかも違うメンバーで行なわれた1回目の議決(10年4月)の審査員平均年齢も「34・55歳」と修正された。約1000万人の都内の有権者から無作為に11人を2回抽出し、いずれも平均年齢が34・55歳になる確率は、統計の専門家によると100万分の1以下だといえる。

指摘が相次いだのだ。お断わりしておくが、ごく普通のサラリーマンだった私には、小沢氏個人や小沢氏の政治活動との接点があるはずもないし、同氏が政治的に支持する立場でもない。それでも、特捜検察が不起訴にした事件を、法的知識のない一般市民が「起訴相当」としたことには違和感を覚えるを得なかった。何しろ、小沢事件は検察が手抜き捜査した末の不起訴ではなく、「政治介入」批判を覚悟の上で、なりふり構わぬ捜査の末に起訴できなかった案件だ。にもかかわらず小沢氏は検審に強制起訴され、しかもそこには前述のような「あり得ない説明」や「不可解な動き」がつきまとう。

「驚くほど若すぎる」と指摘されると、小学生でもできる計算だといえる。検審事務局は「間違いがあつた」として「33・」

2度目の議決日(9月14日)は、小沢氏が出馬した民主党代表選投票日で、投票の約30分前に「起訴相当」が議決されたことも不可解だった。そのわずか6日前(9月8日)、主要6紙が横並びで「小沢事件の2回目の審査が本格化した」「10月下旬に議決が出る公算」と報じたばかりだっただけに、迅速すぎる議決には「小沢氏の手足を縛る狙いがあつた」「議決がなされたかさえも怪しい」との

そこで私は情報公開請求を繰り返し、最高裁や検審事務局に何度も足を運んだ。そして、それで判明した数々の疑惑を『最高裁の罌』にまとめ、その後もブログで公開してきた。その過程で遭遇したのが、「2種類の黒塗り名簿」だった。

「30・9歳」と発表したのが、

検審の「起訴相当」議決揭示と、それを受けて会見する小沢氏(いずれも10年10月)

「検審の「起訴相当」議決揭示と、それを受けて会見する小沢氏(いずれも10年10月)」

日本の弱腰は、中国を戦争に向かわせる。「相手が強い」と判断すれば、軍事的手段をとるが中国側

無法中国との戦い方

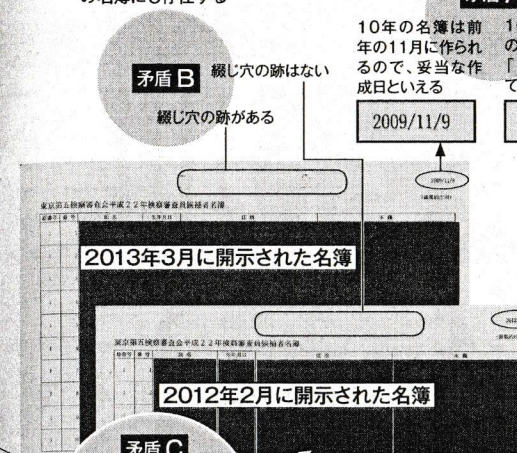
日本が学ぶべき 最新「対中戦略」 古森義久

名簿が存在しなかった可能性

日本の弱腰は、中国を戦争に向かわせる。検査の審査員は、次のような手続きで選ばれる。まず、毎年11月に自治体の選挙管理委員会が選挙人(有権者)名簿から無作為に4000人をリストアップし、検査はそれを翌年の「審査員候補者」として名簿化する。

図① 平成22年(2010年)の東京第5検査・第1群「審査員候補者名簿」

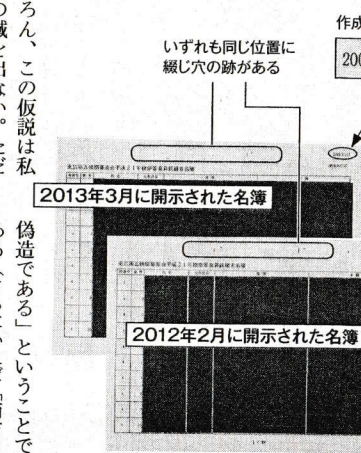
・任期は10年2月~7月
・作成は09年11月(「小沢事件」の捜査が行き詰まり始めた頃)
△回の違いは、10年第2群、第3群の名簿にも存在する



矛盾A 10年の名簿は前年の11月に作られるので、妥当な作成日といえる
矛盾B 縦じ穴の跡はない
矛盾C 同時(12年2月)に開示されたにもかかわらず、「10年の第1群名簿」はパソコンから出力され、「09年の第4群名簿」は紙ベースの複写となっている

図② 平成21年(2009年)の東京第5検査・第4群「審査員候補者名簿」

・任期は09年11月~10年4月
・作成は08年11月(「小沢事件」以前)



矛盾B 縦じ穴の跡がある
矛盾C 同時(12年2月)に開示されたにもかかわらず、「10年の第1群名簿」はパソコンから出力され、「09年の第4群名簿」は紙ベースの複写となっている



議決日に「審査員が不在」!!

別の「あり得ない記録」も出てきた。小沢氏の「西松建設ダミ献金」と同様の捜査で不起訴となり、後に検査で審査された二階俊博・自民党代議士側への違法献金疑惑である。この審査を行なったのは東京第3検査だった。詳細

その後、検査はその400人を4群(1000人ずつ)に分け、3か月ごとに各群からコンピュータによる無作為抽選で10~12人の「審査員」を選ぶ。東京第5検査で小沢事件の審査を担当したのは「2009年の第4群、2010年の第1、第2、第3群」だったので、私はこれらの審査員候補者名簿を請求した。「若すぎる審査員平均年齢」を調べるため。請求は11年11月だった。だが、翌12年2月に開示された名簿は、「個人情報保護」を理由に、全面的に黒塗りされていた。私が必要としたのは生年月(日)の情報だったので、「生年月のみ」の公開が個人情報に当たらない」と主張したが、検査事務局は「我々の見解では個人情報」との説明を繰り返すばかりで取り合えない。結局、黒塗りの名簿の自身は『最高裁の畏』で触れることはできず、冒頭で触れた「奇怪な日付」にもその時は気づかなかった。では、2種類の名簿の話に戻らせていただきたい。(2012年2月)

石川氏が請求したのは、審査員の日常旅費の支払い記録だ。審査員は霞が関の東京地裁に向うため、審査日ごとに交通費の請求をする。つまり、その請求日に「審査会が開催された」と見なすことができる。ところが、6月に議決された事件では、検査への不服申し立て日から議決日まで、議決日(6月16日)に審査員が不在した形跡がない。石川氏が請求したのは、審査員の日常旅費の支払い記録だ。審査員は霞が関の東京地裁に向うため、審査日ごとに交通費の請求をする。つまり、その請求日に「審査会が開催された」と見なすことができる。ところが、6月に議決された事件では、検査への不服申し立て日から議決日まで、議決日(6月16日)に審査員が不在した形跡がない。石川氏が請求したのは、審査員の日常旅費の支払い記録だ。審査員は霞が関の東京地裁に向うため、審査日ごとに交通費の請求をする。つまり、その請求日に「審査会が開催された」と見なすことができる。ところが、6月に議決された事件では、検査への不服申し立て日から議決日まで、議決日(6月16日)に審査員が不在した形跡がない。

週刊ポスト 次号(4月12日号)は4月1日(月)発売です